作成例14（誓約書（特別利害関係））

誓約書

（宛先）

　　埼玉県知事　○○○○

　本法人の理事、監事及び評議員のうち、私立学校法第31条第６項及び同法施行規則第12条の規定による特別利害関係を有する者は次に掲げる者のみであり、私立学校法の規定に反していないことを誓約します。

　・　理事○○○○と理事○○○○（○○関係）

　・　理事○○○○と評議員○○○○（○○関係）

　　　　○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地　○○市○○町○○丁目○○番

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○幼稚園設置者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学校法人名　学校法人○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長名　○○○○

■　特別利害関係の要件に係るチェックリスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要件 | 私立学校法 |
|[ ]  　理事は、他の２人以上の理事、１人以上の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有するものであってはならない。 | 第31条第６項 |
|[ ]  　他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。 | 第31条第７項 |
|[ ]  　監事は、他の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有するものであってはならない。 | 第46条第３項 |
|[ ]  　評議員は、他の２人以上の評議員と特別利害関係を有するものであってはならない。 | 第62条第４項 |
|[ ]  　役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人（※）役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の６分の１を超えないこと。 | 第62条第５項第３号 |

※　子法人とは、当該学校法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する法人など、学校法人がその経営を支配している法人として私立学校法施行規則第11条で定めるものをいう。

|  |
| --- |
| ※　特別利害関係の定義は、次のとおりです。（私立学校法第31条第６項及び同法施行規則第12条）　①　配偶者又は三親等以内の親族である関係　②　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係　③　使用人である関係（理事長と職員というだけでは該当しません。）　④　金銭その他の財産を受け取り、生計を維持している関係　⑤　上記③④の配偶者である関係　⑥　上記②～④の三親等以内の親族であって生計を一にする関係 |